

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会・
令和 8 年度アクセラレーションプログラム業務委託審査委員会運営要綱

（趣旨）

第 1 条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和 6 0 年山梨県 規則第 8 号）第 1 3 条の規定に基づき、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定委員会・令和 8 年度アクセラレーションプログラム業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第 2 条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- （１）業務に関する企画提案書の審査
- （２）業務委託候補者の選定
- （３）その他必要と認められる事項

（庶務）

第 3 条 委員会の庶務は産業政策部スタートアップ・経営支援課において処理する。

附 則

この要領は、この運営要綱は、令和 8 年 8 月 5 日から施行し、令和 8 年度アクセラレーションプログラム業務委託契約の締結日をもって廃止する。